

○自由研究期間制度規程

平成8年10月4日
大学評議会決定
平成8年10月11日
理事会承認

(目的)

第1条 この制度は、関西学院大学教授・准教授・助教及び専任講師が、一定の期間(以下「自由研究期間」という)授業等公務を免除され、本人の専攻分野に限定されない自由な調査・研究に専念できる機会を提供することを目的とする。

2 この制度は、学院留学・補助留学・学院外留学・ランバス留学、特別研究期間(以下「留学等諸制度」という)を補完するものである。

(取得資格)

第2条 自由研究期間を取得する教員を「自由研究員」と称し、これを取得できる資格は、留学等諸制度の適用を直前の6カ年以上にわたって受けていない者とする。

ただし、留学等諸制度による留学等が内定している者は除く。

(期間)

第3条 自由研究期間は学期を単位とし、一教員が一回に取得できる期間は、春学期又は秋学期のいずれかとする。

(付与学期数)

第4条 自由研究期間を取得できる学期数は、別表の学部毎(ただし、神学部教員と学長直属教員とを合わせて一学部、及び司法研究科教員と経営戦略研究科教員とを合わせて一学部として扱う、以下同様)に定める数とする。

2 付与学期数については、次年度または次々年度への繰り越しを認める。

(選考)

第5条 自由研究員を希望する者は、別に定める様式の計画書を、所定の期日までに所属学部長等に提出するものとする。

2 学部等は前条に定める付与学期数に基づき、次年度のカリキュラム等を勘案し、当該年度の自由研究員を教授会において決定し、11月末日までに学長に報告するものとする。

(研究期間中の授業等公務)

第6条 自由研究員は研究または調査に専念するため、原則としてその研究期間中授業等公務の担当を免除する。ただし、当該学部教授会が特に必要と認めた場合には学部の授業等公務を担当するものとする。

(研究費等の支給)

第7条 自由研究員には、個人研究費、学会出張費、学生活動補助費を支給する。

ただし、この制度にかかわる研究費は支給しない。

2 自由研究員には研究期間中職務手当及び交通費補助金を支給しない。ただし、所属長が認めた公務のため出勤したときは、交通費実費を支給する。

(責任)

第8条 自由研究員は原則として本学以外において兼職してはならない。

(義務)

第9条 自由研究員は期間終了後2カ月以内に、所定の様式によりその成果報告を、所属長を経て学長に提出しなければならない。

(主管部課)

第10条 本制度に関する事務は、研究推進社会連携機構事務部において行う。

(規程の改廃)

第11条 本規程の改廃は、大学評議会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、1996年(平成8年)10月11日から施行する。

2 この規程は、2002年(平成14年)4月1日から改正施行する。

3 この規程は、2004年(平成16年)4月1日から改正施行する。

4 この規程は、2007年(平成19年)4月1日から改正施行する。

5 この規程は、2009年(平成21年)4月1日から改正施行する。

6 この規程は、2010年(平成22年)3月12日から改正施行する。

7 この規程は、2013年(平成25年)4月1日から改正施行する。

【別表】

自由研究期間学部別付与学期数

学部等	付与学期数
神学部・直属	2
文学部	5
社会学部	3
法学部	3
経済学部	3
商学部	3
理工学部	2
総合政策学部	2
人間福祉学部	2
教育学部	2
国際学部	2
司法研究科・経営戦略研究科	2

了解事項

- 1 人間福祉学部については、2012年度から適用する。
- 2 教育学部については、2013年度から適用する。
- 3 国際学部については、2014年度から適用する。